

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則等の一部を改正する規則

(大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則(平成24年大阪広域水道企業団規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第8条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号)による上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。	(費用弁償) 第8条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号)により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(大阪広域水道企業団行政不服審査会規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団行政不服審査会規則(平成28年大阪広域水道企業団規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第6条 審査会の委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号)による上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。	(費用弁償) 第6条 審査会の委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号)により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(大阪広域水道企業団退職手当審査会規則の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団退職手当審査会規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(費用弁償)	(費用弁償)
第6条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号） <u>による</u> 上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。	第6条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号） <u>により同規程第25条第2号に規定する</u> 上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会規則の一部改正)  
 第4条 大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)
第9条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号） <u>による</u> 上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。	第9条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号） <u>により同規程第25条第2号に規定する</u> 上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会規則の一部改正)  
 第5条 大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)
第9条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号） <u>による</u> 上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。	第9条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号） <u>により同規程第25条第2号に規定する</u> 上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則の一部改正)  
 第6条 大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則（平成27年大阪広域水道企業団規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)

第6条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）による上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

第6条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

（大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則の一部改正）

第7条 大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則（平成24年大阪広域水道企業団規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用弁償）</p> <p>第7条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）<u>による</u>上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第7条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）<u>により同規程第25条第2号に規定する</u>上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。</p>

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。